



家族信託だけじゃ足りない！ 生前対策コンサルマスター講座

トリニティグループ 代表 磨和寛

Introduction

企業概要



トリニティグループ

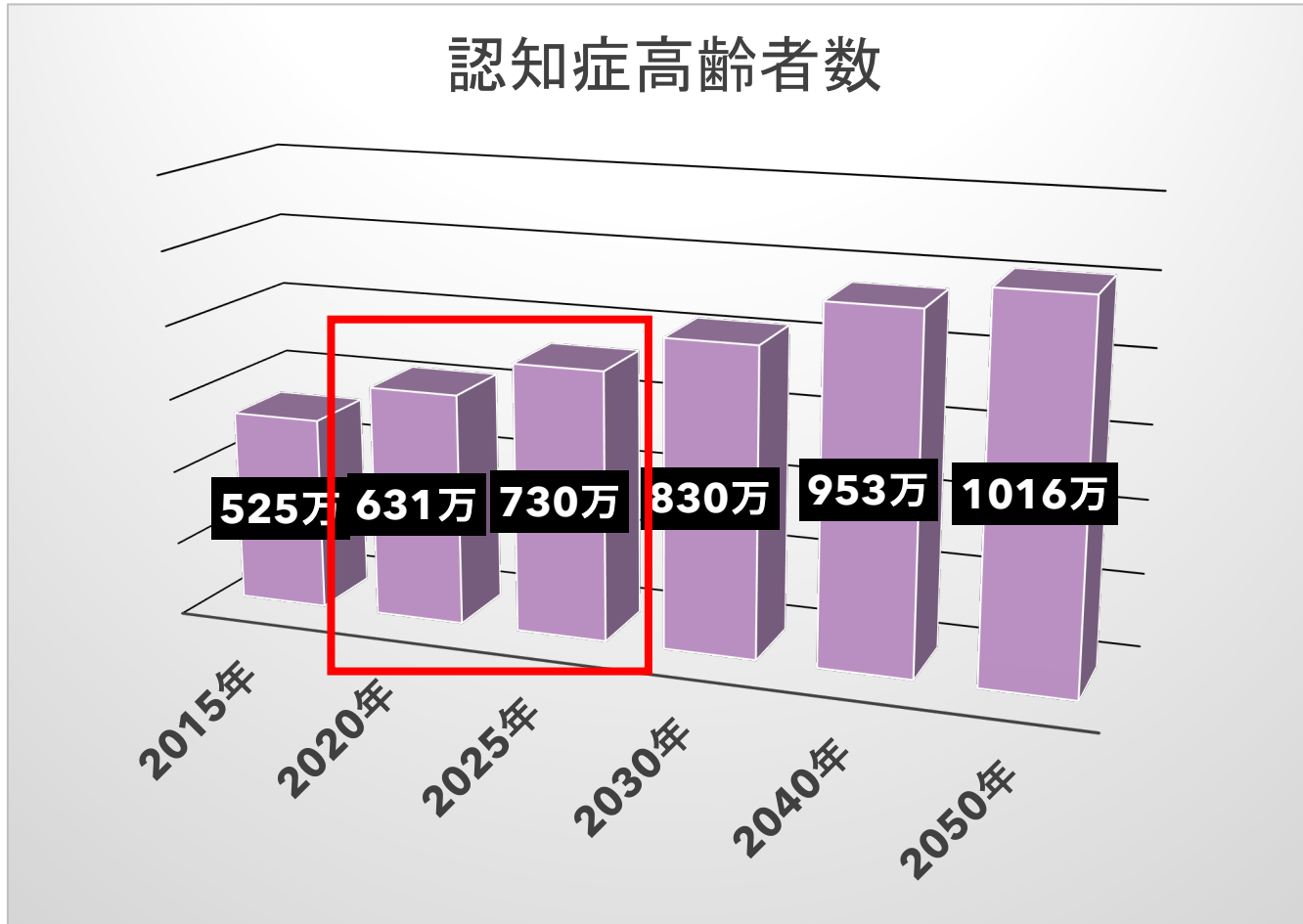
名称	トリニティグループ（グループ総称）
本店	東京都港区新橋2-1-1山口ビルディング9階
創業	2009年7月1日
代表	磨和寛（みがきかずひろ）
グループ企業	司法書士法人トリニティグループ 弁護士法人トリニティグループ 行政書士法人トリニティグループ
グループ構成員	約60名
グループ年商	4.2億円（2019年度） 5.1億円（2020年度予想）
事業内容	家族信託を軸にした各種のコンサルティング
ミッション	法的サービスで安心のある世界をつくる

Problem

認知症高齢者 1 0 0 0 万人時代

Problem

2025年問題と認知症



2021-2025年の5年間

認知症高齢者は
約100万人増加

2050年に
1000万人を超える衝撃

日本人の10人に1人
が認知症高齢者になる

Problem

2025年問題と認知症

591号 日本経済新聞 日曜版 NIKKEI 2018年8月26日 (平成30年)

認知症患者、資産200兆円に

高齢化の進展で認知症患者が保有する金融資産が増え続けている。2030年度には今の1.5倍の200兆円に達し、家計金融資産全体の1割を占め、認知症に悩む高齢者が急増する。お金の管理が難しくなる高齢者の増加は、お金の凍結を招きかねない。お金の凍結をめぐり、お金の管理が難しくなる高齢者の増加は、お金の凍結を招きかねない。

認知症患者が保有する金融資産が増え続けている。個人資産全体に占める割合は、2030年度には今の1.5倍の200兆円に達し、家計金融資産全体の1割を占め、認知症に悩む高齢者が急増する。お金の管理が難しくなる高齢者の増加は、お金の凍結を招きかねない。

「お金の凍結」は、高齢者がお金の管理が難しくなる状態を指す。お金の凍結は、高齢者がお金の管理が難しくなる状態を指す。お金の凍結は、高齢者がお金の管理が難しくなる状態を指す。

30年度 マネー凍結懸念 対策急務

高齢者がお金の管理が難しくなる状態を指す。お金の凍結は、高齢者がお金の管理が難しくなる状態を指す。お金の凍結は、高齢者がお金の管理が難しくなる状態を指す。

お金の凍結は、高齢者がお金の管理が難しくなる状態を指す。お金の凍結は、高齢者がお金の管理が難しくなる状態を指す。お金の凍結は、高齢者がお金の管理が難しくなる状態を指す。

2030年個人資産10.4%
認知症患者の資産に

認知症になると

銀行口座の凍結

資産の売買もできない

生活全般に大きく支障
日本経済全体に打撃

Solution

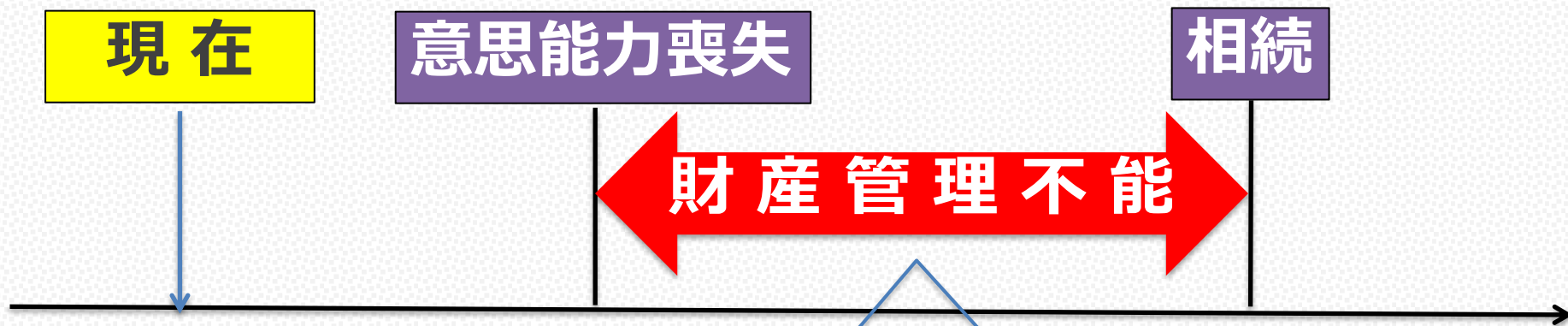
コロナ～ポストコロナ時代の 生前対策コンサルティング

Solution

財産管理にフォーカスする

Solution

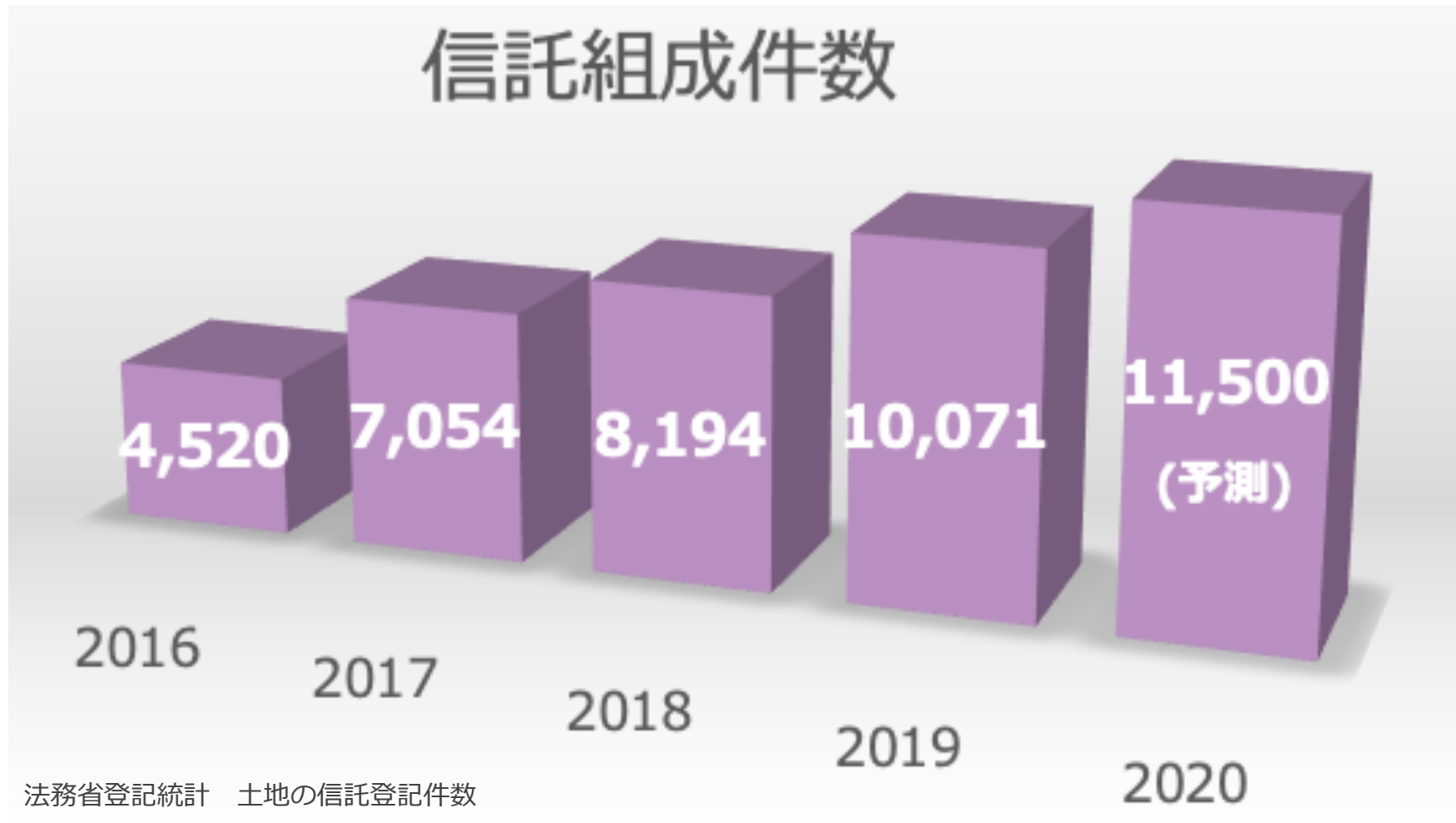
家族信託の仕組み



- ① 不動産の売却・建築ができない。
- ② 預金がおろせない。
- ③ 証券口座の解約・購入ができない。
- ④ 資産活用／節税対策ができない。

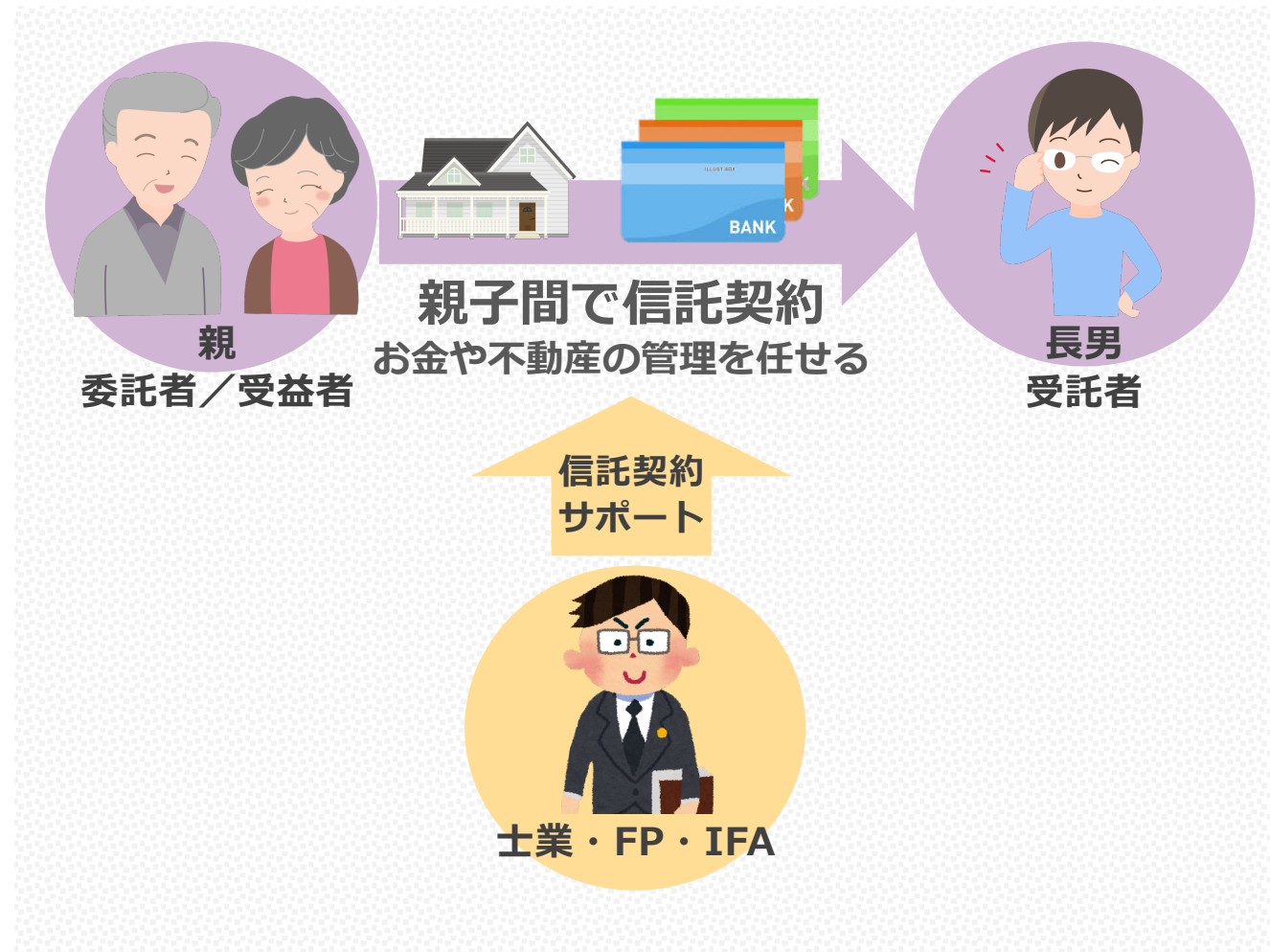
Solution

家族信託の普及



Solution

家族信託の仕組み



Solution

家族信託の仕組み

委託者

受益権


信託契約

受託者

所有権

【ポイント】

- ①信託すると法律上財産は譲渡され名義が変わる。
- ②名義が変わっても贈与とは異なり贈与税は生じない（相税9条の2）。
- ③成年後見制度のように裁判所の管理下に置かれない。
- ④収益（不動産収入等）は父の所得のまま（所税13条）。
- ⑤原則的に全ての財産が信託可能（上場株式、農地等一部例外あり）
- ⑤信託契約は判断能力があるうちに締結する。

表 題 部 (土地の表示)		調製 平成13年11月22日	不動産番号	
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]	
所 在	[余白]市[余白]八丁目			[余白]
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
[余白]	宅地	[余白]	[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年11月22日	
権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)				
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	
1	所有権移転	平成[余白]年[余白]月[余白]日 第[余白]号	原因 平成[余白]年[余白]月[余白]日相続 所有者 [余白]市[余白] [余白] 順位2番の登記を移記 	
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年11月22日	
2	所有権移転	平成30年3月[余白]日 第[余白]号	原因 平成30年3月[余白]日信託 受託者 [余白]市[余白] [余白] 	
	信託	[余白]	信託目録第4号	

信託法（信託の方法）

第3条 信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

一 特定の者との間で、当該特定の者に対し**財産の譲渡**、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（以下「信託契約」という。）を締結する方法

普通預金通帳

店番号



口座番号



委託者



信託口 様

横浜銀行



Bank of Yokohama



Solution

**コンサルサービス提供のためには
ある程度の資産額が必要**

Solution

当社の家族信託の顧客

平均信託財産額は約 1.5 億円

対象の顧客は

- ①資産家 ②地主 ③経営者

Case Study

冒頭事例 家族信託×不動産活用 事例

都内城南エリア 父(78) 母(77) 同居

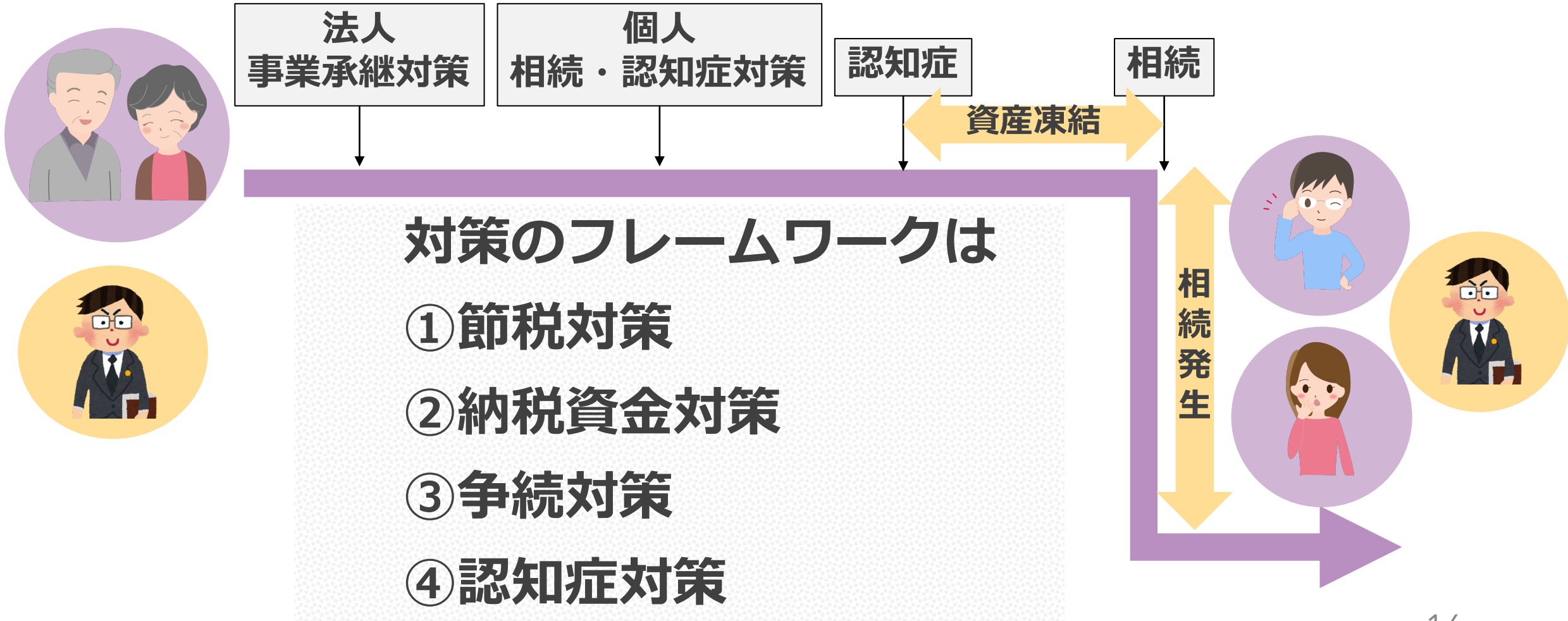
長女(55) 次女(52) 父資産 不動産20億円

キャッシュ1.5億円 保険営業パーソンが開拓

開拓手法は？ その後の関係性は？

Case Study

「点」から「線」への展開（生前対策コンサル）



2つの重要な問い

① 家族信託をした理由は？
顧客における〇〇意識

② 生前対策コンサルのミッションとは？
〇〇の提供である

Case Study

ケース・スタディ

- CHAPTER① 家族信託×不動産活用 事例
- CHAPTER② 家族信託による新しい節税手法
- CHAPTER③ 家族信託×保険活用 事例
- CHAPTER④ 会社分割×不動産M&A 事例
- CHAPTER⑤ 遺言の活用ポイント Q&A形式
- CHAPTER⑥ お一人様を徹底的に守る

Case Study

CHAPTER① 家族信託×不動産活用 事例

23区内在住 父(78)1人暮らし 母(77)介護施設

長男(50) 次男(48) 父財産 自宅100坪1.5億

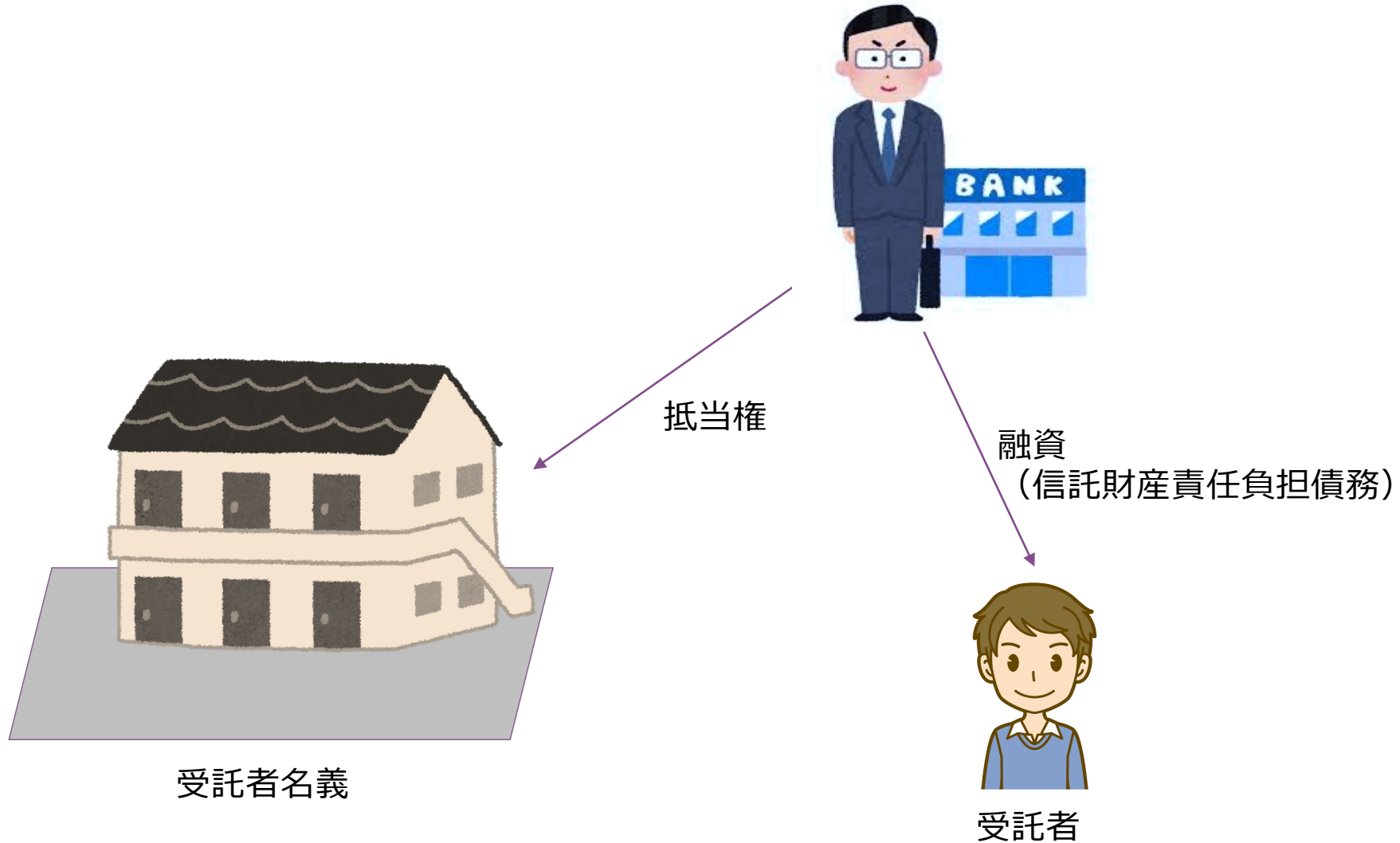
アパート7000万 キャッシュ6000万

相続 → 信託 → 不動産活用 長男受託者

次男監督人 家族信託と債務控除

Case Study

CHAPTER① 家族信託×不動産活用 事例



Case Study

チャプター① 家族信託×不動産活用 事例

相続税法（贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利）

第9条の2

2 受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該受益者等が存するに至った時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与（当該受益者等であつた者の死亡に基因して受益者等が存するに至った場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

6 第一項から第三項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（第四十一条第二項を除く。）の規定を適用する。

Case Study

相続税計算(受益者死亡時)

$$\text{遺産} - \text{負債} = \text{正味財産}$$



信託された土地、信託後に建てた建物等
信託財産は全てここに計上



信託内債務はここに計上



課税される！

ホーム>信託税制>信託関係 個別通達目次>土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて 別紙

第4 相続税及び贈与税に関する取扱い

一 相続税法関係

(共通)

4-1 個人（相続税法（昭和25年法律第73号）第66条（（人格のない社団又は財団等に対する課税）の規定により個人とみなされる人格のない社団等を含む。以下同じ。）が相続、遺贈（死因贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（死因贈与を除く。以下同じ。）により信託受益権を取得した場合（相続税法の規定により遺贈又は贈与により取得したものとみなされる場合を含む。以下同じ。）には、当該個人が当該信託受益権の取得をした時に於いて、当該信託受益権の目的となっている信託財産の各構成物を取得したものととして相続税又は贈与税の課税価格等の計算をする。

この場合において、取得した信託受益権が割合をもって表示されているものであるときは、当該個人は、当該信託受益権の目的となっている信託財産の各構成物につき当該信託受益権の割合に相当する部分の取得をしたものとする。

(信託財産に帰属する債務がある場合)

4-2 信託受益権を相続税法第13条第1項（（債務控除））に規定する相続又は遺贈により取得した場合において、当該信託受益権の目的となっている信託財産に帰属する債務があるときは、当該債務は、当該信託受益権を取得した者の相続税の課税価格の計算上、同項第1号又は第2項に掲げる債務に該当するものとして同法第13条及び第14条（（控除すべき債務））の規定を適用するのであるが、この場合における相続税の課税価格の計算上控除すべき債務の範囲については、次の諸点に留意する。

(1) 信託財産に帰属する債務とは、その信託財産の取得、管理、運用又は処分に関して受託者が負担した債務（公租公課を含む。）及び受益者が支払うべき信託報酬（同法第13条第2項に該当する者が信託受益権を取得した場合にあっては、同項第1号から第3号までに掲げるものに限る。）をいうこと。

(2) 信託財産に帰属する債務が同法第14条第1項の「確実と認められるもの」であるかどうかは、その信託受益権を相続又は遺贈により取得した時の現況によって判定すること。

(3) 取得した信託受益権が割合をもって表示されているものであるときは、控除すべき債務は、当該信託受益権の目的となっている信託財産に帰属する債務のうち当該信託受益権の割合に相当する部分に限られること。

4-3 信託受益権を贈与により取得した場合において、当該信託受益権の目的となっている信託財産に帰属する債務があるときは、その者が、その債務（当該信託受益権が割合をもって表示されているものであるときは、その債務のうち当該信託受益権の割合に相当する部分）の額に相当する対価の額によって当該信託財産の各構成物（当該信託受益権が割合をもって表示されているものであるときは、当該各構成物につき当該信託受益権の割合に相当する部分）を取得したものととして、相続税法第7条（（贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合））の規定を適用する。

(注) 債務を含む信託財産の信託受益権を贈与した者に対する所得税法の規定の適用については、2-30参照。

[ホーム](#)>[信託税制](#)>[信託関係](#) [個別通達目次](#)>「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」及び「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」の廃止について（法令解釈通達）

課審1-16

課個2-17

課資1-17

課法2-9

課消1-20

徴管5-7

平成19年6月22日

国税局長 殿
沖縄国税事務所長 殿

国税庁長官

「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」及び「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」の廃止について（法令解釈通達）

昭和61年7月9日付直審5-6ほか4課共同「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」（法令解釈通達）及び平成10年2月12日付課審5-1ほか5課共同「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」（法令解釈通達）を信託法（平成18年法律第108号）の施行の日をもって廃止する。
なお、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）の附則の規定により、旧制度が適用されるものについては、なお従前の例による。

（趣旨）

所得税法等の一部を改正する法律、所得税法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第82号）等及び所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成19年財務省令第12号）等により、信託法の制定に伴う信託税制が整備されたため、既往の通達を廃止するものである。

H.18信託法改正時の財務省主税局資料

相続税法等の改正

目 次	
はじめに	7 適用関係186
一 信託法の改正に伴う相続税・贈与税の改正	二 その他の相続税・贈与税の改正
1 信託法の改正	1 相続税の課税対象となる生命保険金等の範囲等の見直し188
1 信託法の改正の経緯等170	2 相続税の配偶者に対する税額軽減措置の見直し190
2 新信託法の骨子170	三 地価税の整備
3 信託法の改正に伴う信託税制の整備171	1 信託財産に属する土地の課税の整備192
II 相続税法の改正	2 信託法の制定に伴う同族会社等の行為又は計算の否認等の改正193
1 改正前の制度の概要171	四 登録免許税の改正
2 改正後の相続税・贈与税における信託課税の原則173	1 信託財産の登記等の非課税191
3 改正後の相続税・贈与税における信託課税の特例177	2 担保権の信託の登記等に係る登録免許税の整備195
1 贈与税の配偶者控除の整備183	III 限定責任信託の登記に対する課税196
2 同族会社等の行為又は計算の否認等の改正181	IV 合併対価の柔軟化に対応する規定の整備197
3 調書の提出徴収の拡充等185	

はじめに

現在、我が国は、先進国中最悪の危機的財政状況の下、少子・高齢化、グローバル化といった大きな構造変化に直面しています。この中で、政府は将来にわたり公正な社会を維持し、持続的な経済社会の活性化を実現するため、広範な分野の構造改革に取り組んでいます。税制についても、新たな社会に相応しい姿に再構築するため、あるべき税制の具体化に向けた取組みを進めています。

平成19年度の税制改正においては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、我が国経済の成長基盤を整備する観点から減価償却制度の抜本的見直しを行うとともに、中小企業

や国民生活等に配慮した措置を講ずることとしています。

具体的には、経済がグローバル化する中で、イノベーションを加速させ、国際競争力を強化することが求められています。企業が国を運ぶ時代になっており、日本という国家が生産活動や事業活動の魅力的な拠点として選ばれるようにするためには、税制においても国際的なイコールフッティングを確保することが重要となってきています。こうした観点から、減価償却制度について、償却可能限度額及び残存価額を撤廃するなど、国際的に遜色のない制度とすることとしています。

また、同族会社の留保金課税制度に関し、中小企業については、その資本蓄積を円滑化するため同制度の適用対象から除外する措置を講ずることとしております。

(6) 信託に関する権利と信託財産との関係の明確化

信託に関する権利又は利益を贈与又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、その信託に関する権利又は利益を取得した者は、その信託に係る信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなされ、相続税法の規定が適用される旨の規定が新設されました。従来は、一定の土地信託について同様の取扱いとされていましたが、今回のこの規定の新設により、この取扱いが土地以外の資産にも拡充されることとなり、信託に関する権利又は利益と信託財産との関係の明確化が図られました（新相法9の2⑥）。

なお、法人税法に規定する集団投資信託、法人課税信託及び退職年金等信託については、受益者等が信託財産を所有しているとは言えないことから、上記の規定の対象外とされています（新相法9の6⑥）。

得した受益権の価額が100となるかが問題となります（受益者Cについても同様です）。

相続税では受益者Bが相続した財産の価額に基づき相続税課税が行われており、その後受益者Bが財産をいくら残そうと相続税の負担は変わりません。

そこで、この受益者連続型信託についても、他の相続財産と同様の課税とするためには、受益者B、Cが取得する信託の受益権を消滅リスクを加味しない価額で課税する必要があることから本特例が措置されました。

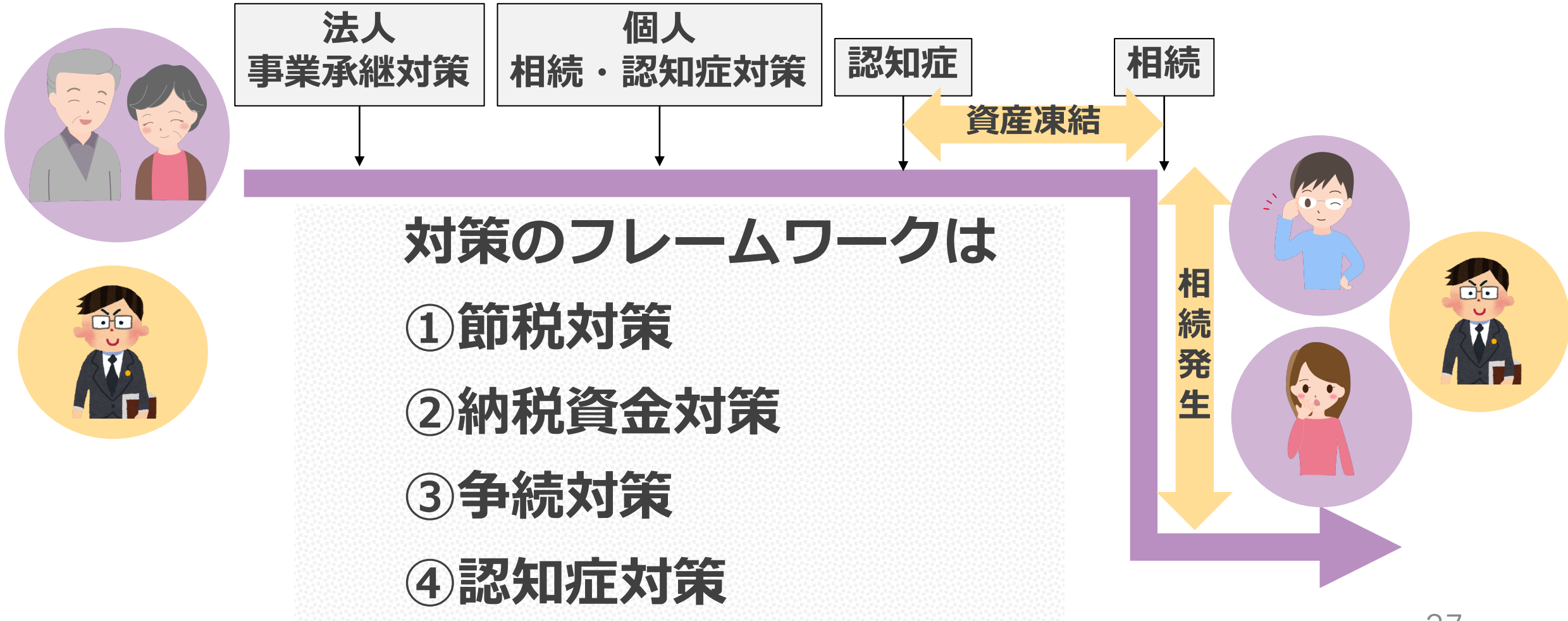
これにより、上記の例で言えば、委託者Aから受益者Bに50、受益者Cに30、受益者Dに20の受益権をそれぞれ取得したものととして相続税が課されるのではなく、受益者Bが100、受益者Cが50、受益者Dが20の受益権を取得したものととして課税されることとなります。

（注）受益者連続型信託とは、次の信託をいいます（新相法9の3①、新相令1の8）

① 信託財産の受益権は受益者Aが

Case Study

「点」から「線」への展開（生前対策コンサル）



Case Study

CHAPTER② ドクター家系の家族信託

父他界 母84歳 長女60歳 次女58歳

母の資産は地方の土地 マンション1室3000万円

預金6000万円 父は生前地方で医院開業

母は現在介護施設 長女は都内でクリニック開業

次女は働いたことなくお金のトラブル頻繁

Case Study

CHAPTER③ 家族信託×保険活用 事例

東京都下 父他界 母(80)自宅1人暮らし

長女(56) 次女(53) 長男(51)

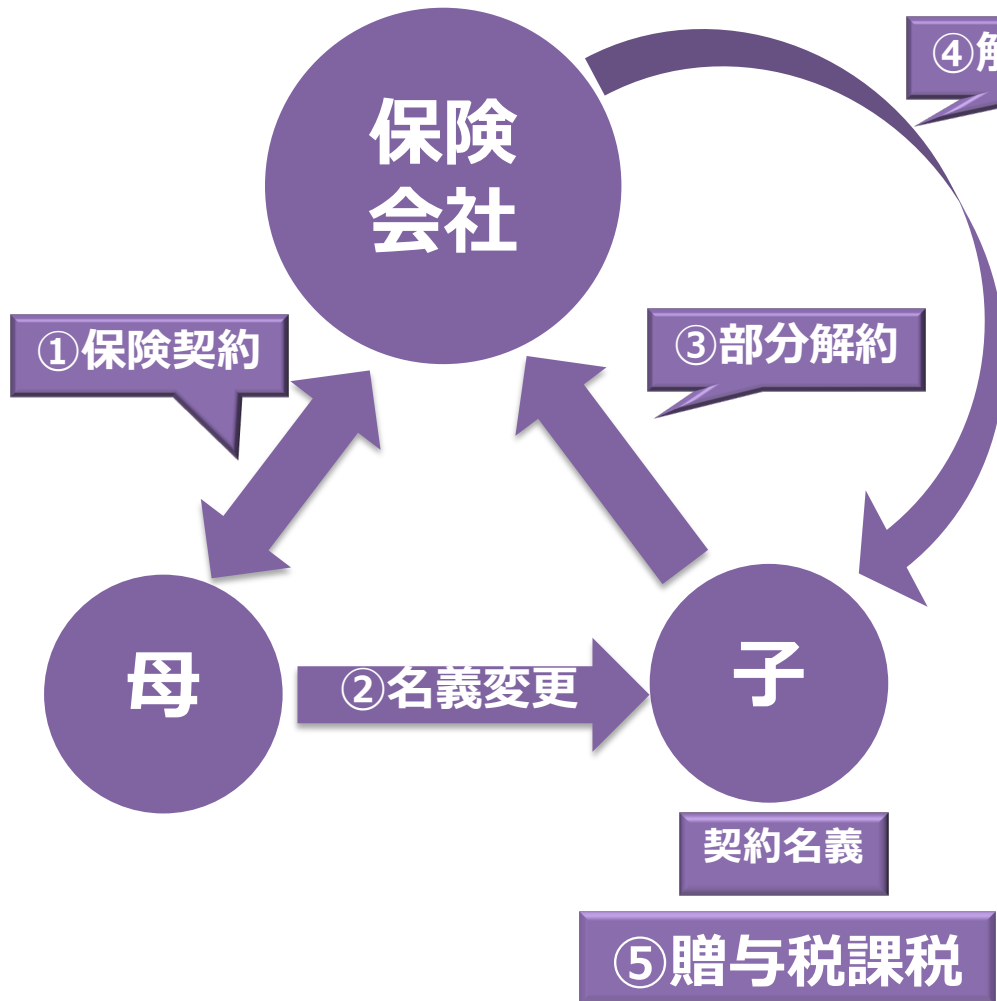
母財産 自宅 アパート1棟 キャッシュ8000万

相続 → 信託 → 保険活用 受託者3名 職務分掌規定

信託口座開設不可 保険による認知症後暦年贈与

Case Study

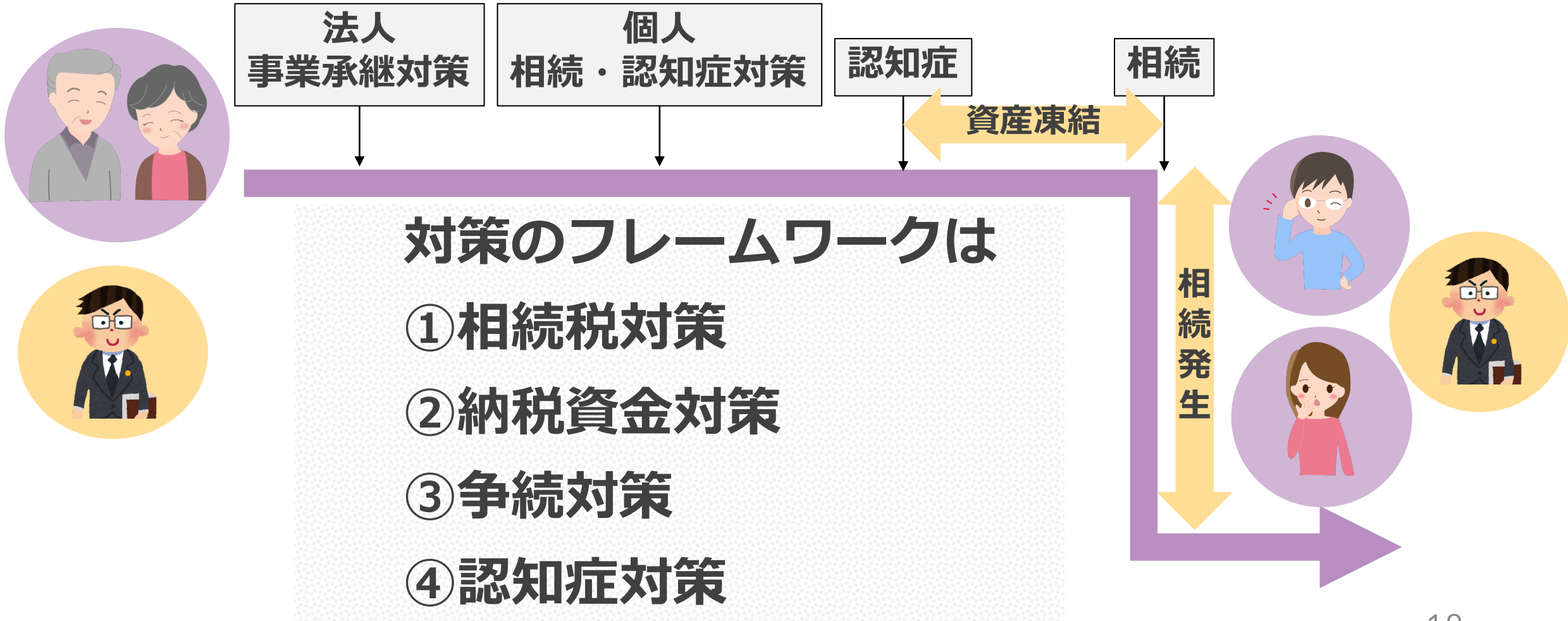
CHAPTER ③ 家族信託×保険活用 事例



- ① 母一時払いの生命保険に加入
- ② 子3人に契約名義を変更（非課税）
- ③ 名義人である子が保険会社へ部分解約
- ④ 解約返戻金相当額がみなし贈与税課税
→110万の範囲であれば非課税

Case Study

「点」から「線」への展開（生前対策コンサル）



Case Study

CHAPTER④ 会社分割&不動産M&A

23区内在住 父他界 母(75) 次女と2人暮らし

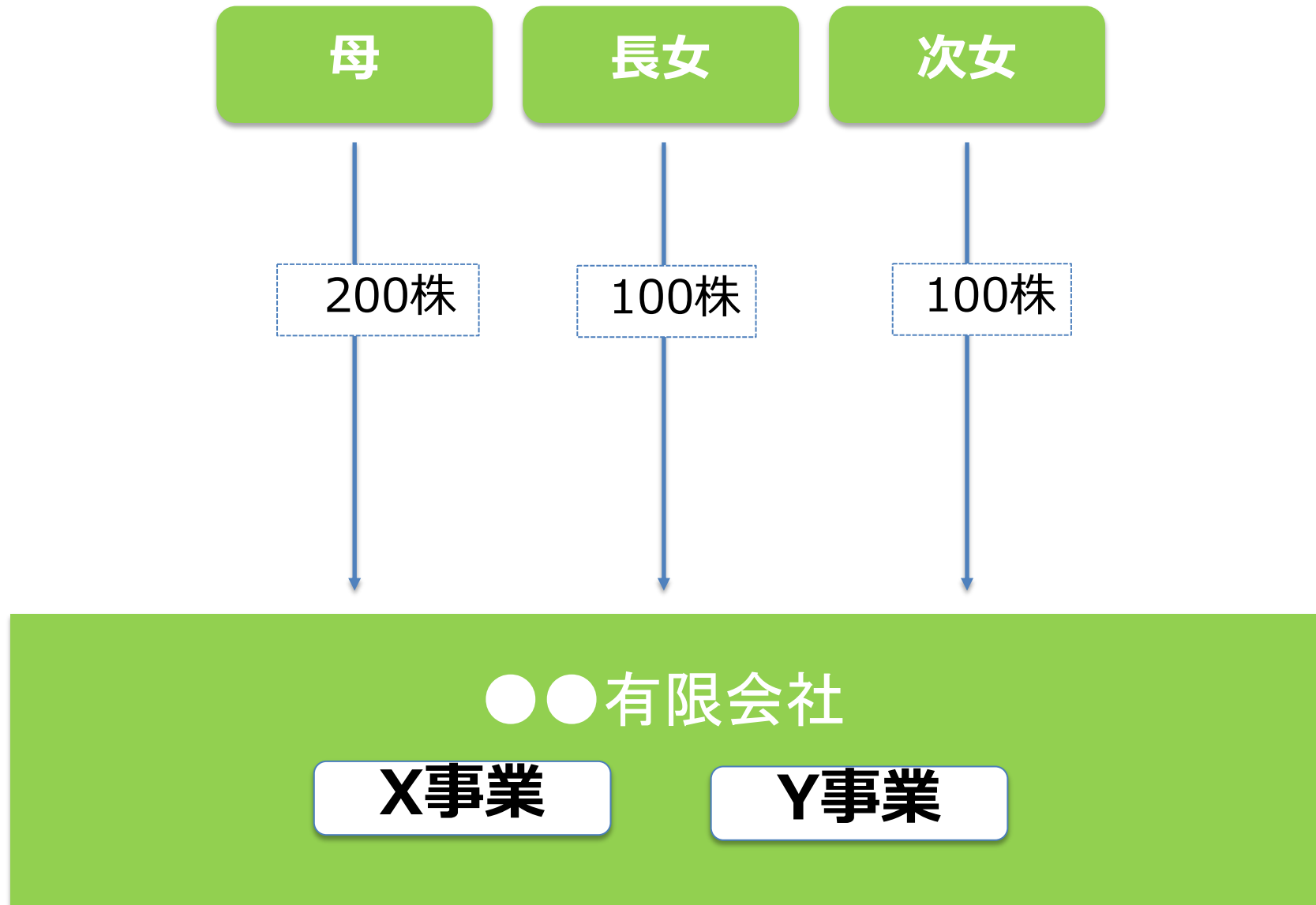
長女(60)子あり 次女(55)独身

会社は実業は廃業し区分所有を2棟保有 金融資産

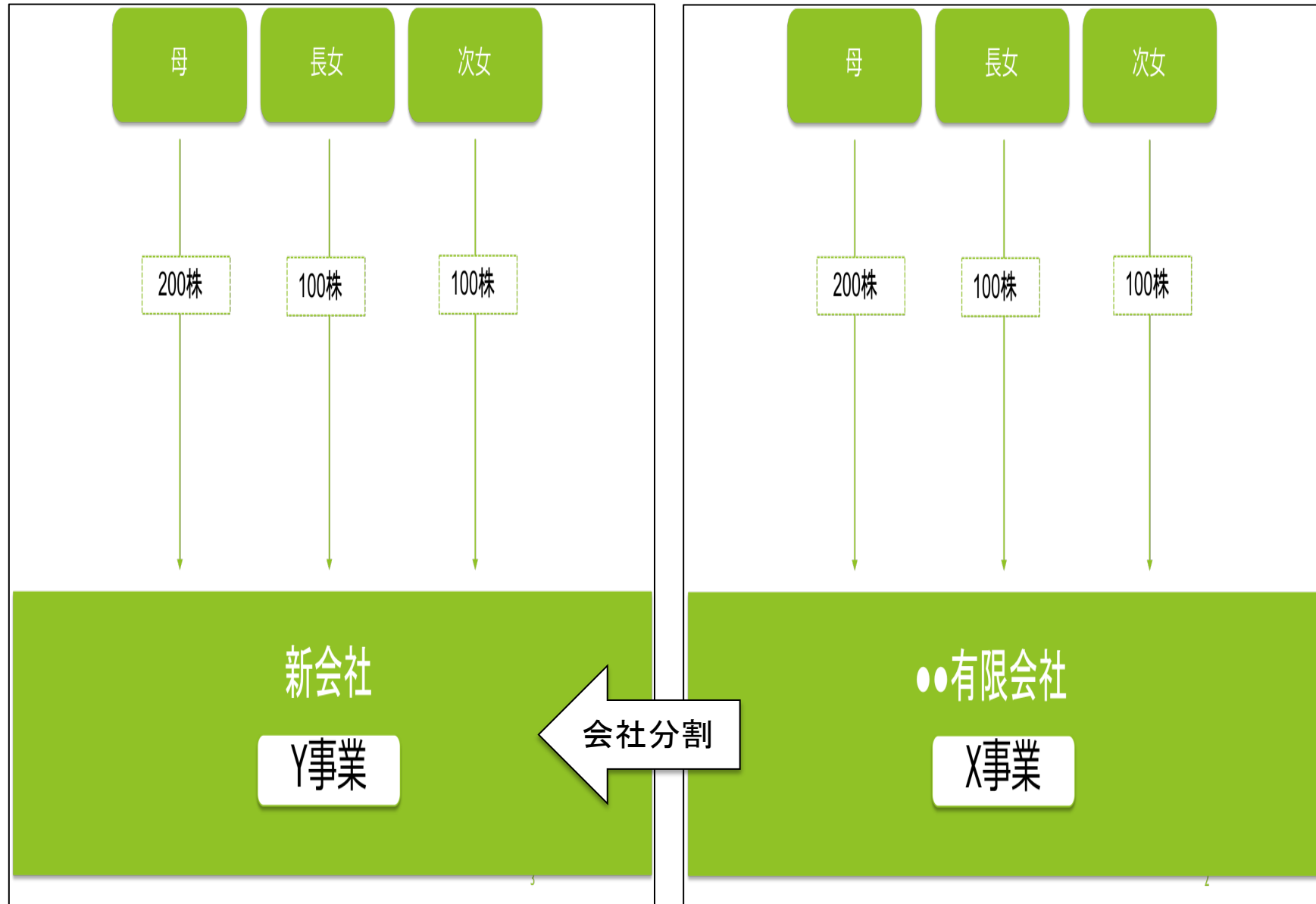
株式 父他界→ 母50%/長女25%/次女25%

適格会社分割→会社の株式を売却 (M&A)

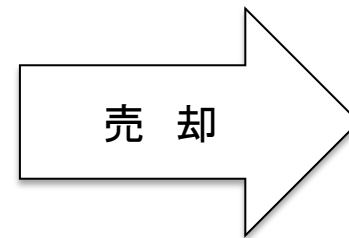
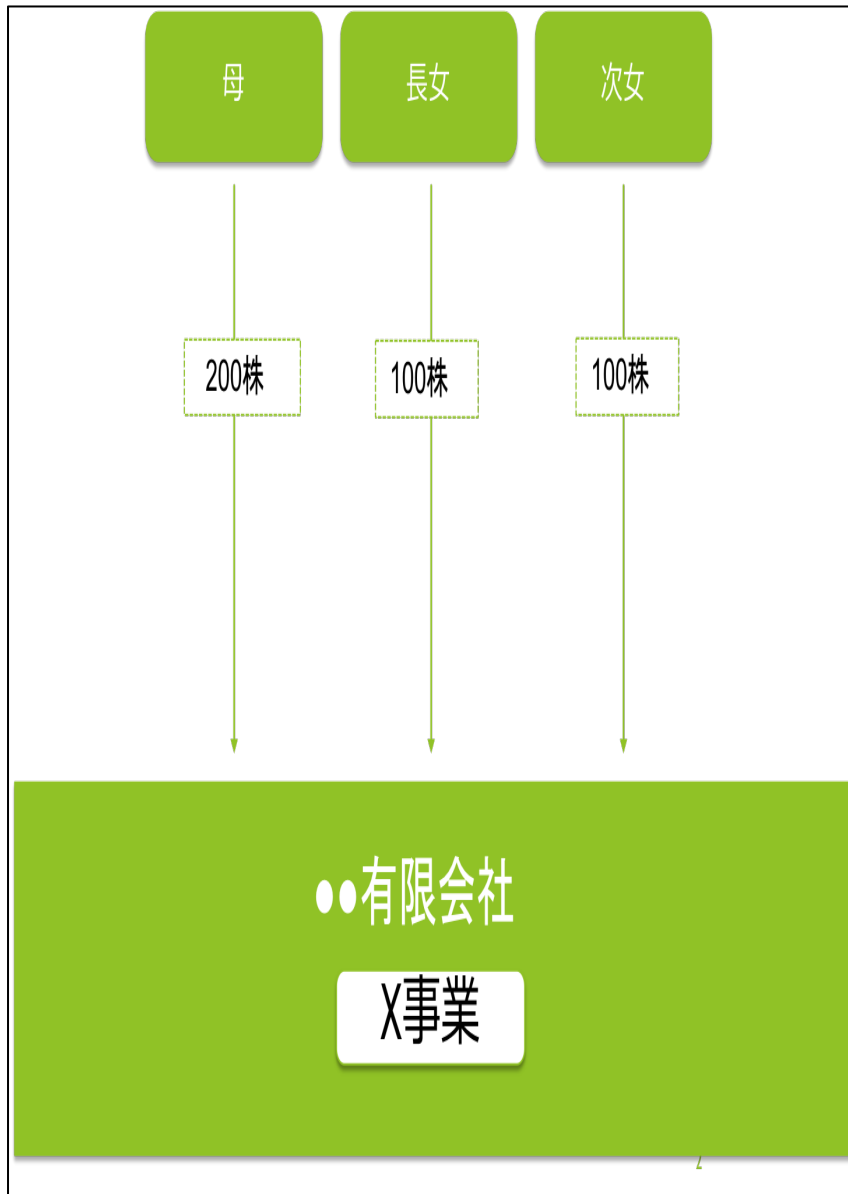
①現状



②会社分割（適格分割の要件を満たす）

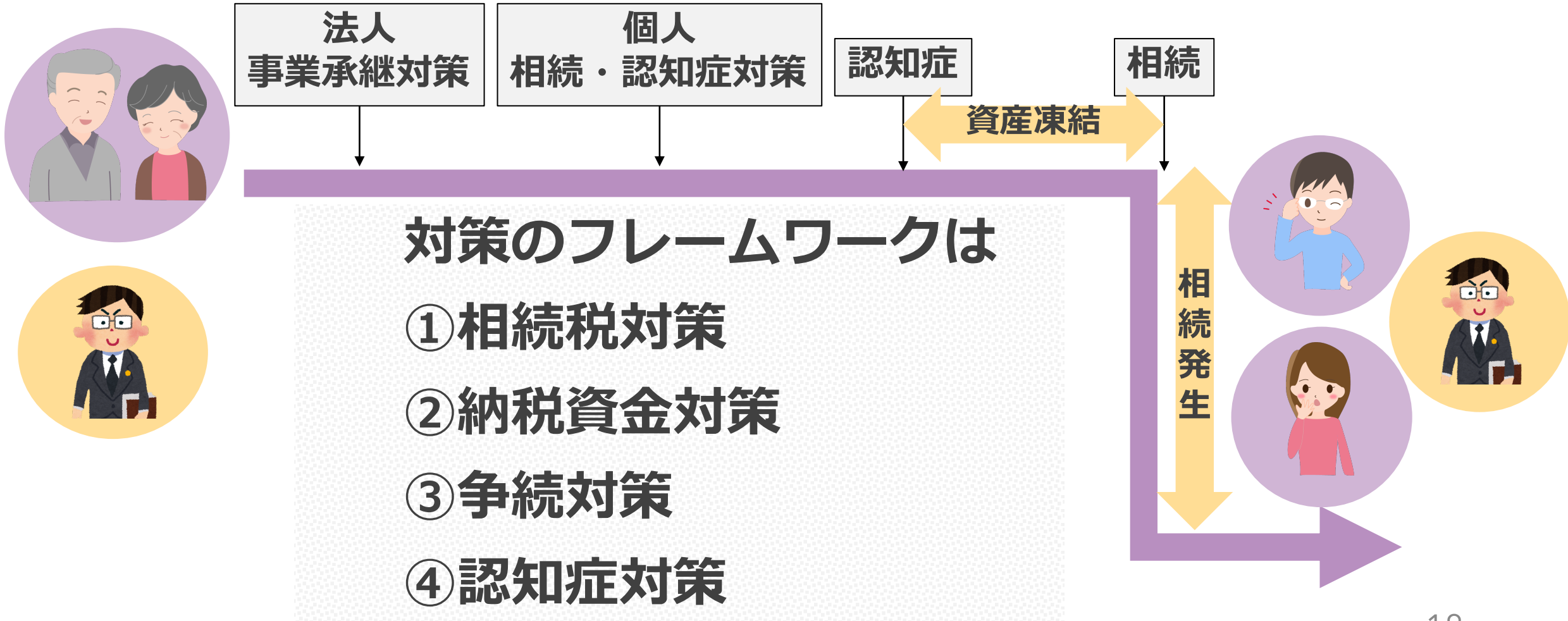


③売却



Case Study

「点」から「線」への展開（生前対策コンサル）



Case Study

CHAPTER⑤ 遺言の活用ポイント（Q&A）

Q1. 家族信託ではなく遺言をつくるのはどんな場合か？

- ①費用を抑えたい場合
- ②銀行の代理人登録制度を活用する場合
- ③新しい制度に対して抵抗がある場合
- ④税制が不明瞭な場合
- ⑤認知症対策の相談だが紛争可能性ある場合
- ⑥託す相手がない場合

Q2. 自筆遺言保管制度で遺言を残せば安心か？

- ①法的適合性のリスク
- ②意思無能力のリスク
- ③遺言執行時（預貯金解約時）のリスク

三菱UFJ、認知症患者の取引に代理人

金融機関

[+ フォローする](#)

2021年3月8日 19:05



保存



三菱UFJフィナンシャル・グループは8日、認知症などで判断能力が低下した顧客の取引代行を可能にするサービスを22日に始めると発表した。親族などの代理人を事前に定め、専用の診断書の提出により預金の引き出しや投資信託の解約などの手続きを受け付ける。医療費や生活費を確保しやすくする。

傘下の銀行、信託銀行、証券会社で、無料で提供する。金融機関ではこれまで認知症の疑いがある顧客とは一律で取引を見送るケースが多かった。成年後見制度など法的な裏付けがなければ親族であっても代理での取引には応じなかった。

全国銀行協会が2月に公表した代理取引に関する指針に沿った対応となる。



速報 >

19:51 **18日のJ1 結果と戦評**
更新

19:50 **石垣の耐震指針策定へ 熊本城知見生かし文化庁**

19:49 **時代物語る航空機、一堂に 新博物館オー**

Case Study

CHAPTER ⑤ 遺言の活用ポイント（Q&A）

Q3. 遺言と共に提案すべき生命保険スキームは何か？

- ① 非課税枠の活用
- ② 暦年贈与プラン
- ③ 認知症対策プラン
- ④ 低解約返戻型の保険
- ⑤ 遺留分対策としての保険

Q4. 死亡保険金は遺留分請求の対象にならないのか？

相続財産ではないから「原則」はならない。

Case Study

CHAPTER ⑤ 遺言の活用ポイント (Q&A)

◆最判平成14年11月5日

被相続人が、自身を被保険者とする生命保険契約を結び、当初妻を死亡保険金の受取人として指定していたが、受取人を第三者に変更したという事例。

この場合、第三者が取得する死亡保険金が遺留分の算定の基礎に含まれるかどうかの問題となった。

この点につき、判例は、「自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は、民法1031条に規定する遺贈又は贈与に当たるものではなく、これに準ずるものということもできないと解するのが相当である。」と述べ、**遺留分減殺の対象とはならない**ことを明らかにした。

Case Study

チャプター ⑤ 遺言の活用ポイント (Q&A)

◆最決平成16年10月29日

生命保険金について、「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が同条の趣旨に照らして到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、特別受益に準じて持戻しの対象となると解する」と述べている。ここでは、生命保険金は原則として特別受益には該当しないとしつつも、一定の場合に、特別受益に準じた取り扱いをすることを認めている。特別受益は、遺留分算定の基礎に含まれ、減殺の対象になるとしている。

→相続人間の公平性という趣旨である。

Case Study

CHAPTER⑥ お一人様を徹底的に守る

23区内在住女性(67) 元夫とは離婚 子なし

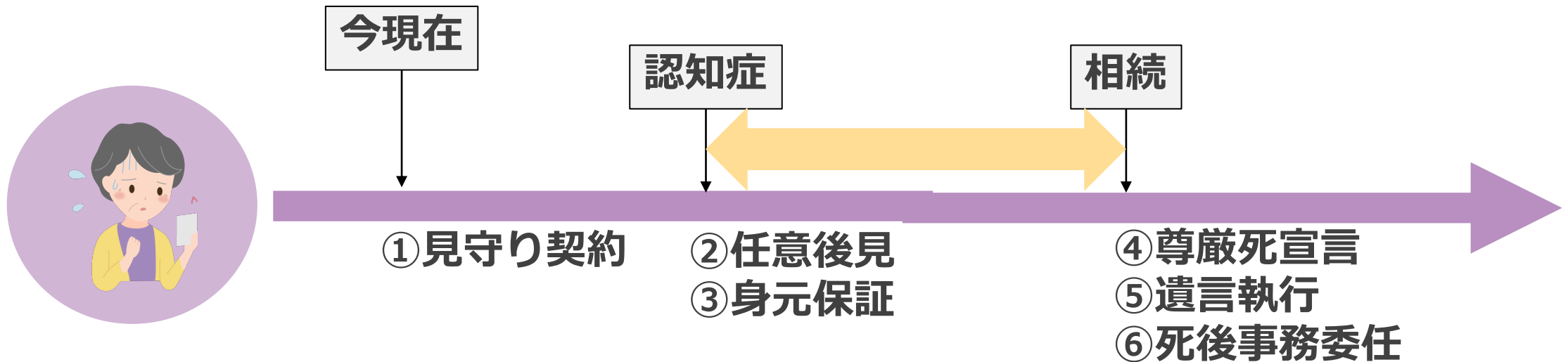
自宅2000万 預金1000万 生命保険3500万

姉がいたが他界 甥が1人いるが連絡とっていない

〇〇社に相談がきて当社に紹介をされた事案。

Case Study

CHAPTER ⑥ お一人様を徹底的に守る



<ポイント>

- 1.任意後見人は本人の代理人なので身元保証人になることは利益相反となる。
- 2.遺言の執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

Ending

まとめ

- ① コロナ～ポストコロナ時代の生前対策は「財産管理」にフォーカス
- ② フレームワークは「節税対策」「納税資金対策」「争族対策」「認知症対策」
- ③ 私たちのミッションは「安心」の提供である
- ④ 自身がフロントにたち顧客毎に最高のチームをつくる